（略）	（略）
第七条第三項	市町村	（略）	組合
	世帯主		組合員
第七条第四項	（略）	（略）
第七条第五項	（略）	（略）
第七条第六項	（略）	（略）
（略）	（略）
第七条の二第三項	（略）	（略）
	（削る）	（削る）
（略）	（略）
第七条の二の二第一項	第九条第四項	第二十二条において読み替えて準用する法第九条第四項
	世帯主は	組合員は
	当該世帯主が住所を有する市町村	組合
第七条の二の二第二項及び第三項	市町村	組合
	世帯主	組合員
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
第七条の三	市町村は	組合は
	当該市町村の区域内に住所を有する世帯主	組合員
	世帯主及び	組合員及び
	世帯主と	組合員と

（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
第七条第三項	（略）	（略）
第七条第四項	（略）	（略）
第七条第五項	（略）	（略）
（略）	（略）
第七条の二第三項	（略）	（略）
	第九条第三項	第二十二条において読み替えて準用する法第九条第三項
（略）	（略）
第七条の二の二（見出しを含む。）及び第七条の二の三（見出しを含む。）	第九条第十項	第二十二条において読み替えて準用する法第九条第十項
（新設）	（新設）	（新設）
第七条の二の三第一号	市町村	組合
第七条の二の四（見出しを含む。）	第九条第十一項	第二十二条において読み替えて準用する法第九条第十一項
第七条の二の四第二号	第九条第十項	第二十二条において読み替えて準用する第九条第十項
	世帯主	組合員
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）